

## 防衛医科大学校達第10号

防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第10号）第21条の規定に基づき、防衛医科大学校学生服装細則を次のように定める。

昭和49年5月10日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

### 防衛医科大学校学生服装細則

改正 昭和50年 4月 2日達第 3号  
昭和51年 3月29日達第 1号  
昭和53年12月18日達第10号  
昭和62年 6月20日達第 7号  
平成 5年 4月30日達第 6号  
平成10年 3月12日達第 1号  
平成26年 4月 1日達第 9号

（目的）

**第1条** この達は、防衛医科大学校学生（以下「学生」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）着用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（常装の第2種夏服の着用）

**第2条** 防衛大学校学生及び防衛医科大学校医学教育部医学科学生の服装に関する訓令（以下「訓令」という。）第20条に定める常装の第2種夏服の着用期間は夏期とする。

（特殊服装）

**第3条** 訓令第12条に定める特殊服装は、次のとおりとする。

- （1）校内服装
- （2）体育服装
- （3）患者服装
- （4）実習服装

（校内服装）

**第3条の2** 学生は、校内又はこれに準ずる場所に限り、学校長が必要と認めるときは、校内服装をすることができる。

2 校内服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用する。ただし、学校長が必要と認めるときは、その一部の着用を省略することができる。

- （1）校内帽
- （2）校内服上衣
- （3）校内服ズボン
- （4）校内服スカート
- （5）ネクタイ

(6) バンド

(7) 短靴又は半長靴

3 前項第1号から第6号までに掲げるものの地質及び製式は、別表第1のとおりとする。

4 校内服上衣には、学年を識別するき章を着用するものとし、そのき章の製式及び着用要領は、別表第2のとおりとする。

(体育服装)

**第4条** 学生は、体育活動を行う場合は、通常体育服装をするものとする。

2 体育服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用する。

(1) 体操帽

(2) 体操服上衣又は夏シャツ (白色)

(3) 体操ズボン又は短パンツ (白色)

(4) 白色バンド

(5) 作業靴

(体育服装以外の体育活動の服装)

**第5条** 学生が前条以外の体育活動の服装を必要とする場合は、そのつど別に定める。

(患者服装)

**第6条** 患者服装については、別に定める。

(実習服装)

**第7条** 学生は、実習時においては実習服装をするものとする。

2 医学科学生が実習服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用する。

(1) 白衣

(2) 実習用帽子

(3) 実習用上衣

(4) 実習用ズボン

(5) 実習用前掛

(6) 実習用雨靴

3 看護学科学生が実習服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用する。

(1) 白衣 (男子用、女子用)

(2) 実習用上着

(3) 実習用ズボン

(4) 白靴下

(5) 実習用靴

(校内における作業服装)

**第8条** 学生は、勤務時間外においては作業服装をすることができる。

2 勤務時間内においては、次の各号に掲げるところにより作業服装をすることができる。

- (1) 汚せんはなはだしい実験等を行う場合で担当教官の許可を受けたとき
- (2) 前号のほか、学校長が特に必要と認める場合  
(作業服とその他の制服との混用)

**第9条** 学生は体育活動を行うため、特に必要とする場合は、体育服装の上に重ねて作業服上衣を着用することができる。

- 2 学生は、夏期においては校内に限り作業服上衣に代えて第2種夏服上衣を着用することができる。  
(外とうの着用)

**第10条** 学生は、休暇及び外出時においては、12月1日から3月31日まで外とうを着用することができる。

- 2 学生舎内においては、11月1日から3月31日まで勤務時間終了後から就床時まで外とうを着用することができる。
- 3 教育訓練等のため、外とうの着用を必要とする場合は、担当教官の指定するところによる。
- 4 前各項に規定する場合のほか、外とうの着用を必要とする時は、学生部主任訓練教官の許可を受けなければならない。  
(部隊実習、乗艦実習時の服装)

**第11条** 部隊実習又は乗艦実習等のため陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊にある場合の服装は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の服装に関する規定の例による。  
(勤務腕章の着用要領)

**第12条** 勤務腕章は左上腕中央に着用するものとする。  
(脱衣)

**第13条** 学生は、作業、体育活動及び訓練等で特に必要がある場合のほかは、みだりに脱衣してはならない。  
(氏名札)

**第14条** 学生は学生部長の定めるところにより、校内又は校内に準ずる場所においては氏名札を着用するものとする。  
(被服等の記名)

**第15条** 学生は、学生部長の定めるところにより、被服等に記名しなければならない。  
(私物の制限)

**第16条** 学生は、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。)別表第5に定められている制服等については、私物の制服等をこれに代えて着用してはならない。ただし、制式に適合した第2種夏服上衣、第2種夏服ズボン及びき章等はこの限りでない。

- 2 学生は、次の各号に掲げるところにより、官給品以外の下着類等を着用することができる。

- (1) 官給品以外の下着類は、官給品に類似した無地のものとする。
  - (2) 防寒用毛織物は、黒、紺又は茶系統の無地のものとし、セーター類は丸首又はVネックとする。
  - (3) 靴下は黒又は紺色無地のものとする。
  - (4) 防寒えりまき及び防寒耳おおいは、スキー訓練等のため許可された場合のほか着用してはならない。
  - (5) 運動靴は、白色のものとし、作業靴に代えて着用することができる。
- 3 前項以外の下着類等を着用する場合は、学生部主任訓練教官の許可を受けるものとする。

(手袋)

**第17条** 学生は、礼装する場合を除き、寒冷のため必要とする場合には、学生部主任訓練教官（教育訓練又は作業等の場合は担当教官又は作業指揮者）の指定するところにより手袋を着用することができる。

- 2 前項により着用する手袋で官給品以外の物については、白色又は黒色系統無地のものとする。

(防水用膝覆等)

**第18条** 学生は、雨雪時に雨衣又は外とうを着用する場合は、無色透明の防水用ビニール製膝覆及び帽雨覆を着用することができる。

(作業靴、スリッパ)

**第19条** 学生は、学生舎内においては、作業靴又はスリッパを着用することができる。

(委任規定)

**第20条** この達に定めるもののほか、服装等に関し必要な事項は、学生部長が定める。

#### 附 則

この達は、昭和49年5月10日から施行する。

#### 附 則

この達は、昭和50年4月2日から施行する。

#### 附 則

この達は、昭和51年3月29日から施行する。

#### 附 則

この達は、昭和53年12月18日から施行する。

#### 附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

#### 附 則

この達は、平成5年4月30日から施行する。

#### 附 則

- 1 この達は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に防衛医科大学校の学生が使用し、又はこれに貸与するために

保管されている改正前の防衛医科大学校学生服装細則別表第1の規定による校内服上衣、校内服ズボン、校内服スカート、校内帽及びネクタイは、それぞれ改正後の防衛医科大学校学生服装細則別表第1の規定による校内服上衣、校内服ズボン、校内服スカート、校内帽及びネクタイとみなす。

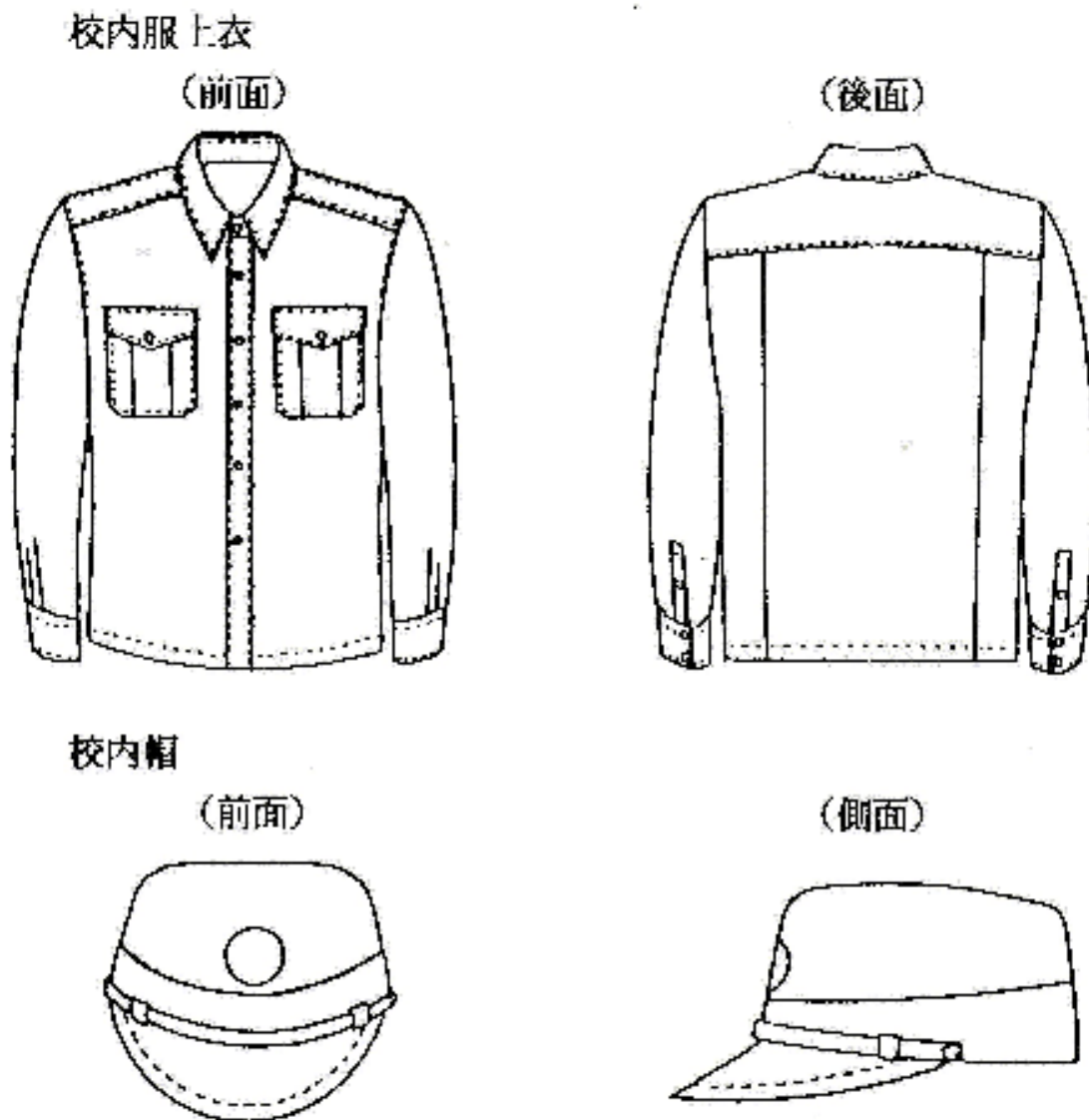
#### **附 則**

この達は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

校内服上衣	地質	規則別表2(1)イの冬服上衣と同じとする。 ただし、色は、淡紺青色とする。	
	製式	えり	折えりとする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、えり側を淡紺青色のボタン1個で留める。
		前面	中央に淡紺青色のボタン6個を1行につける。胸部の左右に各1個のふた及びひだをつけたポケットをつけ、淡紺青色のボタン各1個でそのふたを留める。
		そで	長そでとし、そで口にカフスをつけ、淡紺青色のボタン3個で留める。
		形状は図のとおりとする。	
校内服ズボン	地質	規則別表第2(1)イの冬服上衣と同じとする。ただし、色は、紺色とする。	
	製式	規則別表第2(1)イの冬服ズボンと同じとする。ただし、ボタンの色は紺色とする。	
校内服スカート	地質	規則別表第2(1)イの冬服上衣と同じとする。ただし、色は、紺色とする。	
	製式	規則別表第2(1)イの婦人冬服スカートと同じとする。	
校内帽	地質	規則別表第2(1)イの冬服上衣と同じとする。ただし、色は、紺色とする。	
	製式	円筒型とし、ともぎれの前ひさし及びあごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において紺色の耳ボタンで留める。前面に、紺色の糸でふちどりした紺色の布製台地に銀色糸をもって、はと並びにへびつえ及び桜花を桜で抱ようしたものの刺しゅうを施した帽章をつける。形状は、図のとおりとする。	
ネクタイ	規則別表第2(1)イのネクタイと同じとする。ただし、色は紺色とする。		
バンド	規則別表第2(1)イのバンドと同じとする。ただし、色は淡紺青色とし、バックルは、銀色の金属製とする。		

図



## 別表第2 (第3条関係)

### 1 製式

濃紺色の布製台地に、白糸及び濃紺糸の織出しにより規則別表第5の学年識別章を模したものとし、学年別の形状及び寸法は、訓令別表第2の附図3(6)から(10)までの規定を準用する。この場合において、同図3(6)及び(7)の全線は、白線とする。

### 2 着用要領

訓令別表第2の附図3(6)から(10)までの規定を準用する。